

○厚生労働省告示第三百八十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

メキタジン	平成二十七年九月二十六日
エピナスチン	平成二十七年十月二十五日
イブプロフェン・ブチルスコポラミン	平成二十七年十二月七日
ペミロラストカリウム。ただし、内用剤に限る。	平成二十八年一月十一日